

会 議 録

会 議 名	平成25年度 第2回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成25年5月31日(金) 午後6:30~8:30
開催場所	丸亀市役所 本館2階 第3会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>鹿子嶋 仁 (会長)、大山 治彦、孫入 弘安、秋山 朋子、天野 裕子、 奥村 素一、高木 明美 (副会長)、西村 国子、吉井 精一、尾松 英二、 北風 智恵美、楠原 英敏、久米 正一、浅野 睦、木下 研吾</p> <p>(欠席委員)</p> <p>なし</p> <p>(事務局)</p> <p>企画財政部長 大林 諭 (政 策 課) 課長 小山 隆史、副課長 渡辺 研介、 子ども・子育て一元化準備室長 栗山 佳子、 主任 鳥井 隆志、主事 野藤 咲乃</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例と自治推進委員会について ・丸亀市協働推進計画について
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
事務局	<p>只今より、自治推進委員会を開催いたします。 それではまず、委員の皆さまに委嘱状を交付いたします。</p> <p>(梶市長より委嘱状の交付) (梶市長のあいさつ)</p> <p>次に、審議会委員の皆さまをご紹介します。</p> <p>(各委員の自己紹介)</p> <p>それではここで、会長及び副会長の選任について諮らせていただきます。 本審議会は、丸亀市附属機関設置条例に基づき設置いたしておりますが、条例第6条において、「附属機関に会長及び副会長を置き、それぞれの委員の互選により定める。」と規定されております。会長、副会長の選任についていかがいたしましょうか。</p>
吉井委員	前委員会の会長・副会長に継続していただければありがたいです。
事務局	それでは、会長に香川大学教授の 鹿子嶋委員、 副会長に NPO 法人 地域は家族・コミュニケーション代表の 高木委員、

	<p>にお願いできればと思います。皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>(一同同意)</p> <p>それでは、会長・鹿子嶋委員、副会長・高木委員に引き続きお願いしたいと思います。</p> <p>次に、梶市長より丸亀市協働推進計画（案）について諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、鹿子嶋会長、前の方へお願いいたします。</p> <p>(諮問：丸亀市協働推進計画（案）について)</p> <p>(会長・副会長就任のあいさつ)</p> <p>それでは、ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定により、鹿子嶋会長にお願いしたいと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>まず本日の会議について、丸亀市附属機関設置条例第7条第2項に「附属機関の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されております。現在、委員総数15名中15名の出席ですので、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>本日の議事は2つ。1つ目は「自治基本条例と自治推進委員会について」、2つ目は「協働推進計画の検証結果について」でございます。</p> <p>それでは、最初の「自治基本条例と自治推進委員会について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(自治基本条例と自治推進委員会についての説明)</p>
鹿子嶋会長	<p>自治基本条例第21条に基づいて、この委員会は設置されております。それから、第21条第2項に「委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。」とあります。諮問事項は2つ目の議題にかかりますけども、「丸亀市協働推進計画（案）について、貴委員会の意見を求めます。」ということですので、何らかの審議を行い、意見を取りまとめて、市長に答申するという形となっております。</p> <p>この自治基本条例は策定からかなりの年月が経っているのですが、アンケート結果を見ますと、なかなか「浸透」とまではいっていないのかなという状況です。そして、基本的にこの委員会は、丸亀市の憲法にあたる基本的なルール「自治基本条例」が目的としている自治の推進が図られているかを、検証したり協議したりする場となっております。</p>

吉井委員	<p>何か質問、ご意見はありますか。</p> <p>色々な自治体でこういった条例がたくさん作られる時代ですが、実際問題、私もこの場に参加するまで、意識を持って丸亀市自治基本条例を見たことがないというのが本音です。行政からの一方通行というのはなかなか市民の中へ入っていきませんし、市民は、必要が無ければ「行政が何をしているのか」なかなか意識することがありません。その辺の「理念」と「現実」が非常に乖離^{かいり}している。そこをどれだけ近づけるかが課題だと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>はい、ありがとうございます。私も、この自治基本条例ができて、劇的にみなさんが色々なことをやりだすとは期待していませんでした。これは、全国の自治体どこでもそうです。「理念」を高く掲げ、条例を持たれていますけれども、それを実現していくとなると具体的な仕組みが必要です。本日2つ目のテーマがその具体的な仕組みですね。加えて、条例の中には「市民参画」という言葉があります。計画を見直すときに市民が参加する手続きをきちんと踏むというのも具体的な仕組みの一つです。ですが、実際に何をやっていけばいいかという、実は何も書かれていない。それを具体的に考え、少しずつ審議するというのがこの委員会の目的なのかもしれません。</p>
久米委員	<p>このような「協働事業」をしていく中で、自治基本条例第4条「市民の権利」と第5条「市民の責務」のような権利と責務は、どの程度保証あるいは努めなければならないものなのでしょうか。「自助努力」「共同努力」「公的努力」色々ありますが、きちんと定義しなければ、上っ面だけのものになってしまうと思います。</p>
鹿子嶋会長	<p>自治基本条例ができるときに一つ言われていたのは、従来のような市民のお役所任せ姿勢を、市民主体にするということですが、市民のみなさんに市政参画を強制できるかという、各人の時間の都合もあって、出来ないわけです。この参画は「権利」であることに違いありませんが、その「権利」の行使を強制することはできないのです。</p>
久米委員	<p>身近な例を挙げます。</p> <p>代々近所付き合いをしてきた両親のお葬式が終わった途端、「私の代はもう近所付き合いしません。」と言い出す人がいます。</p> <p>また、自治会の高齢化が進み、何らかの役が回ってきたときに、「私はできません。」と言い出す人もいます。</p> <p>「責務」というものはやはり、「ここまでのわがまは駄目ですよ。」と定義すべきではないでしょうか。</p>
鹿子嶋会長	<p>自治会の組織率が低下しているというのは、この推進委員会でも度々話題になっています。近年、地域の結びつきが薄れているという久米委員のご指摘は、今後のテーマでしょう。外から入ってきた人が「なんとなく」という理由で自治体に加入しないなど、</p>

事務局	<p>原因は色々考えられます。時間があれば、今後この推進委員会でも話し合っていきたいと思います。</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。2つ目は「丸亀市協働推進計画について」。 まずは、事務局のほうからご説明をお願いします。</p> <p>(丸亀市協働推進計画についての説明)</p>
鹿子嶋会長	<p>一応私のほうで、もう一度確認させていただきます。[参考資料その1]の12ページからが「第一次丸亀市協働推進計画」です。策定までには2つの流れがあります。④ページをご覧ください。自治基本条例の「協働」という項目に基づいて、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」が作られ、そこで「協働推進計画」というものを策定し、協働を推進していくという流れが1つ。もう1つは、丸亀市が長期的に計画を立てている「丸亀市総合計画」の中の「政策の柱：自治・自立のまちをつくる」に見合う具体的な政策として、この「協働推進計画」が関わっているというものです。</p> <p>中には難しい用語が出てくるので、どうぞご遠慮なく質問してください。</p>
天野委員	<p>鹿子嶋先生にお伺いしたいことがあります。この「自治推進」も「協働推進」も、国からの要請で始まったものなのではないでしょうか。</p>
鹿子嶋会長	<p>基本的にこの「自治基本条例」や「丸亀市さわやか協働推進条例」は全て自治体レベルで始まったもので、自治体の中には、この「自治基本条例」を持ってないところもあります。これは各自治体がどれくらい積極的に「まちづくり」に取り組むかという姿勢が関係しています。国のコントロールによるものではありません。</p>
天野委員	<p>「協働」という言葉は、どの段階で誰が考えたものなのではないでしょうか。馴染みのない言葉で、定着するのに時間がかかる言葉だと思うのですが。</p>
鹿子嶋会長	<p>「協働」という概念がなぜこの「自治基本条例」に組み込まれるようになったかということですね。</p> <p>「自治基本条例」が考えだされたのは、従来の「お役所任せ」の姿勢や、役所のほうも「市民にいちいち意見を聞くのは時間と手間がかかる」と言って、独断で条例や計画を作ったといったことが背景としてあります。この「行政主体」構造を根本から見直しましょうということ、立て直しが図られました。それが、「まずは市民が参加しましょう。」という「市民参画」です。「市民参画」というのは、市の行政に市民が意見をだすというイメージで、「協働」というのは「市の事業を市民も一緒にやりましょう。」や、「市と市民団体と一緒にやりましょう。」といったイメージです。この「市民へ自治の主体を取り戻そう」という動きが、自治基本条例が各地で作られてきた経緯です。</p>

久米委員	<p>今からこのような「協働」を進めていくには、市と我々だけでは無理だと思います。自治会・老人会・婦人会での勉強会によって、「協働」の意識を高め、理解し、共に行動していくべきだと思います。コミュニティ単位では大きすぎるので、自治会単位での勉強会が必要だと思います。そして、勉強会で終わらず、それを発信しなければなりません。しかし、自治会長達には「企画力」が乏しい。そこで、「自治推進委員会」または「しかるべき人」によって「企画提案」をしていただきたい。</p>
鹿子嶋会長	<p>コミュニティでは大きすぎるということですが、今回皆さんに協議していただいている「協働推進計画」の中に、「コミュニティ」も協働の主体として入っております。自治基本条例の第12条ですね。また、「協働推進計画」の⑥ページから、各主体の現状課題というものも書かれております。</p> <p>今、皆さんに議論していただいているのは議案の2つ目。前期のこの委員会で、市民アンケートや、行政側の自己評価、推進委員からの評価をもとに見直しを行いました。その内容が「参考資料のその2：丸亀市協働推進計画の見直しに関する検証」となっております。これを十分に尊重しながら、新しい協働推進計画をどうしていくか、協議していかなければなりません。そこで、事務局に質問があります。先程、梶市長から「丸亀市協働推進計画（案）について貴委員会の意見を求めます」という諮問書をいただきました。これは、この委員会で「第二次計画（案）」を作り、パブリックコメントを行い、それを基に「第二次丸亀市協働推進計画」を策定するのか。あるいは、事務局のほうで「二次計画（案）」を作って我々が審議していくのか。そもそも、計画を作る主体は誰なのでしょう。</p>
事務局	<p>「第二次協働推進計画（案）」は、事務局が作成し、皆さまのご意見をいただきながら策定していこうと考えております。</p>
鹿子嶋会長	<p>はい。私もそのやり方が筋だと思います。「第一次協働推進計画」の中の「第IV章：市の施策」「第V章：庁内体制の整備」「第VI章：事業の進行管理と評価」は、基本的には市が総合計画に基づいて、丸亀市としてはどうしていくかを考え、定めたものです。我々がゼロから作るというのではなく、市が提案した「第二次協働推進計画（案）」について、「ここはどうか。」「ここはこうしたほうがいい。」といった形で内容を協議し、意見を出し、最終的に、その意見を集約したものが「第二次協働推進計画（原案）」となっていくのだと思います。前期委員会の検証では、「第一次協働推進計画」について様々な意見や問題点が指摘されました。中には、「根本的に考え直すべき。」というご意見もありました。そういったところを加味し、まず市から「第二次協働推進計画（案）」を示していただき、我々委員が協議していくという形をとるということですね。</p> <p>こういう進行ですが、皆さんのご意見はいかがでしょう。</p>
尾松委員	<p>「これが大事だ。」という当たり前のことを書いているだけで、「こういう丸亀市にし</p>

	<p>たい」というイメージが見えません。「具体的にどんな丸亀市にしたいか。」というイメージを持たないと、ただ形ばかりのものとなってしまいます。</p>
吉井委員	<p>結局、早く丸亀市の「素案」を出していただきたい。これまでの委員会が出した意見に加え、更に意見を出せというのは無理です。早く「素案」を出していただければ、これまでの委員会の意見を参考にして議論を進めていくことができます。</p>
鹿子嶋会長	<p>そうですね。お二方の言うとおりでと思います。前期の委員が行った検証はどの部分かという、「第一次協働推進計画」の⑩ページ以降の個別具体的な施策について、上手くいかなかった原因はどこにあるのかを検証したものです。この部分はある程度具体的な議論となっています。この検証の結果に基づいて「第二次協働推進計画（素案）」が作られるわけですが、この場でその「素案」なしに我々が検証を行うことは非効率だと思います。なので、まずは「素案」を出していただき、「この点についてどう考えるか。」といったように、具体的に検討していったほうが効率的でしょう。</p> <p>この計画には今お話しした具体的施策のほかに、「協働」の根本に関わる部分（コミュニティのあり方など）が前段として含まれており、「協働」を進める上でコミュニティのあり方などを議論していただいて良いと思います。</p> <p>なので、順番としましては、まず市のほうで「素案」を出していただいて、それを皆さんで検証・協議していただくという流れで進めさせていただきたいと思います。事務局のほうはいかがでしょう。</p>
事務局	<p>基本的には今のように考えております。施策についてはただ今検討中のため、きちんとした形で示せない部分はありますが、今の状態で一度たたき台として「素案」を示し、ご意見をいただいてから、具現化していきたいと思っております。</p>
鹿子嶋会長	<p>この委員会は2年間という任期ですけども、直ちに諮問を受けているのが「丸亀市協働推進計画の見直し（案）の策定について」ですので、まずはその策定について進めさせていただきたいと思っております。その後、自治推進一般のテーマについても議論していきたいと考えております。</p>
吉井委員	<p>自治会活動やコミュニティ活動に、いかにして地域の皆さまが参加してくれるような体制を作っていくかが大きな課題だと思います。その辺を議論し、地域に活かせるようなものができたらいいなと考えております。</p>
鹿子嶋会長	<p>とても重要な部分だと思います。市民が参加する場ということで、この委員会でもコミュニティは何度も議論の対象となっております。その議論の途中で「協働推進計画の見直し・検証」というものが入ってきて、コミュニティ議論が中断している状態です。この案件が済んだ後、そういった自治推進に関する議論をしていきたいと思っております。</p>

他に何かありますでしょうか。

大山委員

2点ほど。1点目は「素案」作りに関して、考え方として取り入れて欲しい方法についてです。今回この「素案」を作るのは、「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」第8条に関わる問題であると思いました。第8条第2項に「市は、市民活動及び協働の促進について、職員の意識啓発を行うとともに、市民等からの協働の働きかけに対し、適切に対応しなければならない。」とあります。まず、市としてはそうですけども、もう1つ、市は丸亀市の中でも有数の事業者であるとも考えることもでき、そうすると、第7条「事業者は、地域社会の一員として、また専門性を有する組織として、市民活動に協力し、又は支援し、市民活動の促進に努めるものとする。」も関わってくると思います。市民等には当然丸亀市役所の職員も入ってくるので、まず市役所の職員が「協働」や「市民参画」ができる、そういったものに興味をもってやれる、あるいは、公務員がもう少し地域の活動に参加しやすいようにという形で、市をモデル事業所として考えるような発想が欲しいかなと思います。市が市民に「ああしなさい」「こうしなさい」と言うよりは、まず市役所がモデルになるような形のものを取り入れていただけたら面白いのではないかと、より実効性のあるものができるのではないかと思います。

2点目はコミュニティの議論についてです。先ほど久米委員から「教育」が重要という意見が出ました。今までは教育なんて必要なかった中で、近年、新たに教育が必要な状況になったということに関し、まず、「きちんと伝える」ということはしたほうが良いだろうと思います。それを「教育」と呼ぶか「情報公開」と呼ぶかは色々あると思いますが、「自治基本条例第14条：情報の公開及び共有」とあることから、私は「情報公開」と呼びたいと思います。コミュニティや自治会の問題を議論する場合、情報の公開をきちんとして、その上で、ゆっくり議論するのが良いと思います。そのためにも、丸亀市には自治会やコミュニティの資料を出していただいて、私たちも勉強をし、丸亀市に相応しいコミュニティや自治会のあり方を議論していきたいと思います。とりあえず、まずは情報共有をしましょう。

鹿子嶋委員

おっしゃるとおり、これは基本的なまちづくりに関わることです。自治基本条例が無い自治体でも、「協働によるまちづくり条例」が自治基本条例の代わりをしている自治体もあります。それだけ、まちづくりの基本に関わる丸亀市の将来像を描く条例ですから、慎重に作られたものだと思います。

今の大山委員のご意見を聞いていて、「なるほどな」と思ったことがあります。この計画を作るにあたり、パブリックコメントなどで市民の皆さまにご意見をうかがってはいるのですが、丸亀市全体に関わる基本的な計画ですから、丸亀市職員の方々の意見も部署横断的に十分に確保していただきたいということです。今まで丸亀市さんは面倒な作業やリクエストに対し誠実に対応してきてくださいました。例えば、「自治基本条例について職員の意識調査をやってくれないか。」という要望に対し、外から見ても分か

事務局	<p>るくらい、本気で取り組んでらっしゃるなど実感できました。面倒でしょうけど、今回も時間をかけてやっていただきたいなと思います。</p> <p>最後に、その他事務局のほうから何かありますでしょうか。</p> <p>特にありません。</p>
企画財政部長	<p>本日も長時間にわたりありがとうございました。2年間、よろしくおねがいします。丸亀市も25年度に入り、予算410億円でスタートしている中で、こういった事業を進めていかなければなりません。そして近年、「この事業をするときには自治基本条例に沿って市民の意見を聞いていますか。」「計画の段階で市民の意見をききましたか。」「情報公開していますか。」というものを、やっと、政策課のほうで聞くような体制ができてまいりました。以前はこのような体制はありませんでした。やはり、この会の中で色々ご意見をいただき、自治基本条例・協働推進計画ができ、このような体制に結びついたのだと思います。また、市民の税金で行っておりますので、市民の意見を聞き、できる限り各職員への意識付けというものも行うようにしています。合わせまして、従来は市民活動やコミュニティを生活環境部の地域振興課がまとめて担当しておりましたが、各コミュニティで活発に活動しておられ、市民活動やNPO、企業のほうになかなか手が回らなかったことから、大山先生のおっしゃるとおり、職員の意識改革を第一に持ってくるということで、企画財政部の政策課の中に市民活動推進室を設けました。そして今年は、まずは職員の意識改革から進めていき、色々な団体と連携しながらまちづくりを行っていかうと取り組んでおります。協働推進計画の中でいかに参画できるようにしていくかを、この会の中でどんどん意見を出していただけたら、それぞれの事業も非常に効果的なものになると思います。また、この会に関係の無い意見であっても、出していただけたらありがたいなと思っております。どうぞ、よろしくお願ひします。</p>
鹿子嶋会長	<p>以上をもちまして、本日の自治推進委員会を終了させていただきたいと思ひます。長時間ありがとうございました。次回もよろしくお願ひします。</p>